

## 神奈川ワーカーズ・コレクティブ連合会 広報委員会運営要綱

### (主旨)

第1条 本要綱は神奈川ワーカーズ・コレクティブ連合会（以下、連合会という）の総合的な広報対策を検討するために設置された、広報委員会の構成・役割について必要な事項を定める。

### (名称)

第2条 本会を「神奈川ワーカーズ・コレクティブ連合会 広報委員会」と称する。

### (広報委員会の目的)

第3条 広報委員会は理事会のもとに設置し、連合会の総合的な広報対策を検討し、W. Coの事業と運動ならびに連合会の活動の内外への発信に寄与する。

### (広報委員会の役割)

第4条 広報委員会は、機関情報誌「うえい」の編集・発行、ホームページ（以下、HPと表記する）の管理、その他広報媒体の利用を含めた広報戦略の検討を主な役割とし、具体的には以下に挙げた項目を行う。

- 1) うえいの編集・発行
  - 2) HPの運用の検討・管理
  - 3) HP掲載内容のチェック
  - 4) 新たな広報媒体の活用の検討
  - 5) 連合会の総合的な広報戦略検討
- 2 機関情報誌「うえい」の編集・発行に関しては、広報委員の中で「編集チーム」を形成して行う。

### (広報委員会の構成)

第5条 広報委員は全体枠選出理事より2名（専務理事含む）、業種区分選出理事より2名、地域区分選出理事より2名選出する。

- 2 委員長は専務理事とする。
- 3 単体W. Coからも若干名公募することができる。
- 4 必要に応じてアドバイザーを委任することができる。

### (広報委員の任期)

第6条 広報委員の任期は原則として2年とする。ただし再任はさまたげない。

### (広報委員会の招集)

第7条 広報委員会は、広報委員長が招集し、その議長となる。

### (うえい編集チームの役割)

第8条 「うえい」編集チームは「うえい」の編集・発行を主な役割とし、具体的には、以下の作業を行う。作業に関しては、専門業種のワーカーズ・コレクティブに

委託することができる。

- 1) 企画の提案、企画に基づく原稿執筆の依頼
- 2) 原稿の内容検討、校正、紙面作成
- 3) 初校から下版までの校正及び紙面チェック
- 4) 企画から納品までのスケジュール管理
- 5) 発行された「うえい」の合評

(うえい編集チームの構成)

第9条 うえい編集チームは全体枠選出理事より2名(専務理事含む)、業種区分選出理事より2名、地域区分選出理事より2名選出する。

- 2 編集長は担当理事とする。
- 3 単体 W. Co から若干名公募することができる。

(事務局)

第10条 広報委員会及びうえい編集チームは、活動の推進に必要な事務局をおく。

(規約の改廃)

第11条 本要綱の改廃は広報委員会で検討し、連合会理事会の承認を得る。

2018年 5月 22日 制定

2019年 5月 21日 改定

(附則)

- 1 任期については、改定初年度に限り、次の通常総会までとする。
- 2 附則の1. 2. は2020年の通常総会以降記載しない。